

中間市立小中学校通学区域審議会条例（昭和49年7月1日条例第17号）

最終改正:令和6年3月11日条例第16号

改正内容:令和6年3月11日条例第16号〔令和6年4月1日〕

○中間市立小中学校通学区域審議会条例

昭和49年7月1日条例第17号

改正

昭和62年4月1日条例第11号

平成30年6月22日条例第22号

令和6年3月11日条例第16号

中間市立小中学校通学区域審議会条例

（設置）

第1条 市立小中学校の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、中間市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事項を調査し、審議し、その結果を答申するものとする。

（委員）

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）市立小中学校のPTA（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項のPTAをいう。）を構成する者

（2）市立小中学校の校長

（3）地域コミュニティ組織の代表者

（4）市議会議員

（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、委員が前項各号に掲げる者でなくなったときは、同項の規定による委嘱を解くことができる。

3 教育委員会は、前項の規定により委嘱を解いたときその他必要があると認めるときは、委員を委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、教育長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を、次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（29）中間市立小中学校通学区域審議会の委員

第6条中「第28号」を「第29号」に改める。

別表第2に次のように加える。

小中学校通学区域審議会の委員		1,500円
----------------	--	--------

附 則（昭和62年4月1日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月11日条例第16号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。
